

日本史

1

次の文章A・Bを読んで、下記の設問(問1～12)に答えなさい。

A ヤマト政権下では、大王のもと、豪族は血縁を中心に構成された氏に編成され、氏を単位として政権の各種の職務を世襲で分担していた。

6世紀末に即位した推古天皇は、国際的緊張への対応をせまられるなかで、
(a) 氏族単位の行政機構を再編成し、中央集権的な体制を志向した。そこで蘇我馬子や廻戸王の協力のもと、冠位十二階を定めて個人の才能や功績に応じた人材登用をおこなうことで世襲制の打破を図り、憲法十七条で官僚の心構えを示して、豪族を天皇に仕える官僚として組織した。

このような中央集権化は、大化改新によってさらに進められた。改新の詔第一
(b) 条では、豪族が私的に土地・人民を支配する体制をやめ、公地公民制への移行方針が示された。その後、豪族層の編成が進められたが、豪族勢力を完全には抑えられず、中央集権化が本格的に実現したのは天武天皇以降であった。天武天皇は、壬申の乱によって畿内有力豪族が没落したことを利用して豪族の私有民を廃止し、官人の位階や昇進の制度を定めて、豪族を官僚として組織した。また、豪族を天皇中心の新しい身分秩序に編成した。

(d) 8世紀の大宝律令の完成により、律令制度による政治のしくみが整備された。天皇のもと、太政官の公卿の合議で政策が決定され、八省以下が政務を分担した。各官職には位階が定められており、官人は位階を与えられて、位階に対応した官職に任じられた。これにより、豪族は、位階・官職に応じて給与が与えられ、官僚制のもとで官人として位置づけられることとなった。

問1 下線部(a)について、「国際的緊張」には中国の統一王朝による周辺地域への進出があった。それに対し推古朝では、607年に外交使節を送って対応した。この時の中国皇帝の名を答えなさい。

問 2 下線部(b)について、「改新の詔」を出した天皇を答えなさい。

問 3 下線部(c)について、豪族が領有する私有民の名称を答えなさい。

問 4 下線部(d)について、天武朝に定められた「天皇中心の新しい身分秩序」を何というか、答えなさい。

問 5 下線部(e)について、八省のうち、文官の人事を司る官庁を答えなさい。

問 6 下線部(f)について、官人には特権が与えられたが、とくに貴族は優遇され、蔭位の制も定められた。蔭位の制の内容と、その制度が意図したことを行、55字以内で説明しなさい。

B 律令制のもとでは、行政区画として国一郡一里が定められた。各國へは、中央の貴族・官人が國司として派遣され、一定の任期で行政を統轄し、そのもとで郡司が戸籍・計帳の作成や徵稅など行政の実務を担当した。

(g) ところが、8世紀半ばに郡司が管轄していた郡稻が國府の単独財源である正稅に吸收されたことや、國司が独自に郡司候補者を立て実務を担当させるようになるなどしたことで、しだいに郡司の地域支配力は低下し、中央から派遣される國司の権力が大きくなつた。

こうしたなか、9世紀には班田がおこなわれなくなり、戸籍・計帳に基づく徵稅が難しくなつた。^(h)これに対して政府は、9世紀末から10世紀前半にかけて、國司制度の変更をはかった。國司に一国内の統治をゆだねるかわりに一定額の稅の納入を義務づけることとし、國司の任期終了時にその勤務状況を審査することで管理した。現地に赴いた國司は、⁽ⁱ⁾在地の有力者を役人として選抜して実務を担当させ、徵稅を通して在地の農民に対する支配權を確立していくが、中には巨利を得ようと暴政をはたらく國司もいた。^(j)

一方で、10世紀後半以降、有力農民の中には、土地開発を進め大規模經營をおこなう者が現れ、11世紀には開発領主とよばれるようになった。彼らの中には、國司の徵稅から逃れるため土地を中央の貴族や寺社に寄進し、その保護を仰ぐ者がいた。土地は貴族や寺社の莊園となり、土地を寄進した開発領主は莊官となって実質的な支配を進めた。また、莊園の中には不輸の權や、さらには不入の權を得るものも増加していた。^(k)

問7 下線部(g)について、「郡司」の多くは、ヤマト政權の地方官をつとめた伝統的な地方豪族から任じられた。そのヤマト政權の地方官を何というか、答えなさい。

問8 下線部(h)について、9世紀に戸籍・計帳に基づく徵稅が難しくなつたため、政府は有力農民を利用した直営方式で田を經營し、財源を確保しようとした。そのうち、879年に畿内に設けられたものを何というか、答えなさい。

問9 下線部(i)について、この頃には徵稅方式の転換もはかられ、国司は新たな徵稅方式にもとづいて徵稅をおこなった。新しい徵稅方式の内容を、徵収された税の名称を明らかにしながら、50字以内で説明しなさい。

問10 下線部(j)について、現地で採用され國衙で実務を担当した下級役人を何というか、答えなさい。

問11 下線部(k)について、988年、郡司や有力農民から訴えられた尾張国の国司の名を答えなさい。

問12 下線部(l)について、不入の権は、國衙の役人の立ち入りを拒否できる特権である。耕地調査のために国司が派遣した役人を何というか、答えなさい。